

議第152号

国民宿舎野呂高原ロッジ設置条例の一部を改正する条例の制定について

国民宿舎野呂高原ロッジ設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

国民宿舎野呂高原ロッジ設置条例の一部を改正する条例

国民宿舎野呂高原ロッジ設置条例（平成16年呉市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表（第6条，第6条の2関係）			別表（第6条，第6条の2関係）		
1 宿泊使用料			1 宿泊使用料		
	区分	使用料(一人1泊につき)		区分	使用料(一人1泊につき)
大人	和室（浴室・トイレ付き）	<u>4, 860円</u>	大人	和室（浴室・トイレ付き）	<u>4, 950円</u>
	和室（浴室・トイレなし）	<u>4, 100円</u>		和室（浴室・トイレなし）	<u>4, 170円</u>
	洋室（浴室・トイレ付き）	<u>5, 400円</u>		洋室（浴室・トイレ付き）	<u>5, 500円</u>
小学生	和室（浴室・トイレ付き）	<u>4, 320円</u>	小学生	和室（浴室・トイレ付き）	<u>4, 400円</u>
	和室（浴室・トイレなし）	<u>3, 670円</u>		和室（浴室・トイレなし）	<u>3, 730円</u>
	洋室（浴室・トイレ付き）	<u>4, 860円</u>		洋室（浴室・トイレ付き）	<u>4, 950円</u>
幼児	各室共通	<u>1, 620円</u>	幼児	各室共通	<u>1, 650円</u>
備考			備考		
(1)～(3) 略			(1)～(3) 略		
(4) 洋室を一人で使用する場合又は浴室・トイレ付きの和室を3人以下で使用する場合は，一人1泊につき <u>1, 080円</u> を加算する。			(4) 洋室を一人で使用する場合又は浴室・トイレ付きの和室を3人以下で使用する場合は，一人1泊につき <u>1, 100円</u> を加算する。		
(5) 食事料は，一人1食につき <u>540円</u> 以上 <u>10, 800円</u> 以下の範囲内で別に定める。			(5) 食事料は，一人1食につき <u>550円</u> 以上 <u>11, 000円</u> 以下の範囲内で別に定める。		
2 休憩使用料			2 休憩使用料		
	区分	使用料（1室につき）		区分	使用料（1室につき）
		3時間まで			3時間まで
		6時間まで			6時間まで

客室	和室（6畳）	2,700 円	3,780 円
	和室（10畳）	4,320 円	5,400 円
	和室（12.5畳）	6,480 円	8,100 円
	和室（15畳）	8,100 円	9,180 円
	洋室	8,100 円	9,180 円
広間	20畳	7,500 円	9,180 円
	45畳	15,120 円	17,280 円
会議室	54㎡	5,400 円	10,800 円
	51㎡	5,400 円	10,800 円

備考 略

3 大浴場使用料

略

備考 略

4 備品使用料

区分	単位	使用料
寝具	一式	540円
略		
まあじゃん用具	一式	2,160円

備考 略

5 略

客室	和室（6畳）	2,750 円	3,850 円
	和室（10畳）	4,400 円	5,500 円
	和室（12.5畳）	6,600 円	8,250 円
	和室（15畳）	8,250 円	9,350 円
	洋室	8,250 円	9,350 円
広間	20畳	7,630 円	9,350 円
	45畳	15,400 円	17,600 円
会議室	54㎡	5,500 円	11,000 円
	51㎡	5,500 円	11,000 円

備考 略

3 大浴場使用料

略

備考 略

4 備品使用料

区分	単位	使用料
寝具	一式	550円
略		
まあじゃん用具	一式	2,200円

備考 略

5 略

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（提案理由）

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。